

開発道路に関する占用料等徴収規則別表改正案

改定単価					
	占用物件	単位	占用料		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		第一級地	1,600 円	
			第二級地	660 円	
			第三級地	440 円	
			第四級地	350 円	
			第五級地	300 円	
	第2種電柱			第一級地	2,400 円
				第二級地	1,000 円
				第三級地	680 円
				第四級地	540 円
				第五級地	470 円
	第3種電柱			第一級地	3,300 円
				第二級地	1,400 円
				第三級地	920 円
				第四級地	730 円
				第五級地	630 円
	第1種電話柱	1本につき 1年		第一級地	1,400 円
				第二級地	590 円
				第三級地	400 円
				第四級地	320 円
				第五級地	270 円
第2種電話柱			第一級地	2,300 円	
			第二級地	950 円	
			第三級地	630 円	
			第四級地	500 円	
			第五級地	440 円	
第3種電話柱			第一級地	3,100 円	
			第二級地	1,300 円	
			第三級地	870 円	
			第四級地	690 円	
			第五級地	600 円	
その他の柱類			第一級地	140 円	
			第二級地	59 円	
			第三級地	40 円	
			第四級地	32 円	
			第五級地	27 円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mに つき1年		第一級地	14 円	
			第二級地	6 円	
			第三級地	4 円	
			第四級地	3 円	
			第五級地	3 円	
地下に設ける電線その他の線類			第一級地	8 円	
			第二級地	4 円	
			第三級地	2 円	
			第四級地	2 円	
			第五級地	2 円	
路上に設ける変圧器	1個につき 1年		第一級地	1,400 円	
			第二級地	580 円	
			第三級地	390 円	
			第四級地	310 円	
			第五級地	270 円	
地下に設ける変圧器	占用面積1 ㎡につき1 年		第一級地	850 円	
			第二級地	350 円	
			第三級地	240 円	
			第四級地	190 円	
			第五級地	160 円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年		第一級地	2,800 円	
			第二級地	1,200 円	
			第三級地	790 円	
			第四級地	630 円	
			第五級地	540 円	
郵便差出箱及び信書便差出箱			第一級地	1,200 円	
			第二級地	500 円	
			第三級地	330 円	
			第四級地	270 円	
			第五級地	230 円	
広告塔	表示面積1 ㎡につき1 年		第一級地	19,000 円	
			第二級地	3,800 円	
			第三級地	1,700 円	
			第四級地	960 円	
			第五級地	670 円	
その他のもの	占用面積1 ㎡につき1 年		第一級地	2,800 円	
			第二級地	1,200 円	
			第三級地	790 円	
			第四級地	630 円	
			第五級地	540 円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの		第一級地	59 円	
			第二級地	25 円	
			第三級地	17 円	
			第四級地	13 円	
			第五級地	11 円	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			第一級地	85 円
				第二級地	35 円
				第三級地	24 円
				第四級地	19 円
				第五級地	16 円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mに つき1年		第一級地	130 円
				第二級地	53 円
				第三級地	36 円
				第四級地	28 円
				第五級地	24 円
外径が0.15m以上の0.2m未満のもの			第一級地	170 円	
			第二級地	71 円	
			第三級地	47 円	
			第四級地	38 円	
			第五級地	33 円	
外径が0.2m以上の0.3m未満のもの			第一級地	250 円	
			第二級地	110 円	
			第三級地	71 円	
			第四級地	57 円	
			第五級地	49 円	

現行単価					
	占用物件	単位	占用料		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		第一級地	1,400 円	
			第二級地	610 円	
			第三級地	430 円	
			第四級地	360 円	
			第五級地	310 円	
	第2種電柱			第一級地	2,100 円
				第二級地	940 円
				第三級地	660 円
				第四級地	550 円
				第五級地	480 円
	第3種電柱			第一級地	2,800 円
				第二級地	1,300 円
				第三級地	900 円
				第四級地	740 円
				第五級地	650 円
	第1種電話柱	1本につき 1年		第一級地	1,200 円
				第二級地	550 円
				第三級地	390 円
				第四級地	320 円
				第五級地	280 円
第2種電話柱			第一級地	1,900 円	
			第二級地	870 円	
			第三級地	620 円	
			第四級地	510 円	
			第五級地	450 円	
第3種電話柱			第一級地	2,700 円	
			第二級地	1,200 円	
			第三級地	850 円	
			第四級地	700 円	
			第五級地	620 円	
その他の柱類			第一級地	120 円	
			第二級地	55 円	
			第三級地	39 円	
			第四級地	32 円	
			第五級地	28 円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mに つき1年		第一級地	12 円	
			第二級地	5 円	
			第三級地	4 円	
			第四級地	3 円	
			第五級地	3 円	
地下に設ける電線その他の線類			第一級地	7 円	
			第二級地	3 円	
			第三級地	2 円	
			第四級地	2 円	
			第五級地	2 円	
路上に設ける変圧器	1個につき 1年		第一級地	1,200 円	
			第二級地	540 円	
			第三級地	380 円	
			第四級地	310 円	
			第五級地	270 円	
地下に設ける変圧器	占用面積1 ㎡につき1 年		第一級地	730 円	
			第二級地	330 円	
			第三級地	230 円	
			第四級地	190 円	
			第五級地	170 円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年		第一級地	2,400 円	
			第二級地	1,100 円	
			第三級地	770 円	
			第四級地	640 円	
			第五級地	560 円	
郵便差出箱及び信書便差出箱			第一級地	1,000 円	
			第二級地	460 円	
			第三級地	320 円	
			第四級地	270 円	
			第五級地	240 円	
広告塔	表示面積1 ㎡につき1 年		第一級地	19,000 円	
			第二級地	3,800 円	
			第三級地	1,900 円	
			第四級地	1,100 円	
			第五級地	760 円	
その他のもの	占用面積1 ㎡につき1 年		第一級地	2,400 円	
			第二級地	1,100 円	
			第三級地	770 円	
			第四級地	640 円	
			第五級地	560 円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの		第一級地	51 円	
			第二級地	23 円	
			第三級地	16 円	
			第四級地	13 円	
			第五級地	12 円	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			第一級地	73 円
				第二級地	33 円
				第三級地	23 円
				第四級地	19 円
				第五級地	17 円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mに つき1年		第一級地	110 円
				第二級地	49 円
				第三級地	35 円
				第四級地	29 円
				第五級地	25 円
外径が0.15m以上の0.2m未満のもの			第一級地	150 円	
			第二級地	66 円	
			第三級地	46 円	
			第四級地	38 円	
			第五級地	34 円	
外径が0.2m以上の0.3m未満のもの			第一級地	220 円	
			第二級地	98 円	
			第三級地	70 円	
			第四級地	57 円	
			第五級地	50 円	

改定単価				
占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 340円	
			第二級地 140円	
			第三級地 95円	
			第四級地 76円	
			第五級地 65円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 590円	
			第二級地 250円	
			第三級地 170円	
			第四級地 130円	
			第五級地 110円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 850円	
			第二級地 350円	
			第三級地 240円	
			第四級地 190円	
			第五級地 160円	
	外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 1,700円	
			第二級地 710円	
			第三級地 470円	
			第四級地 380円	
			第五級地 330円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			第一級地 2,800円	
			第二級地 1,200円	
			第三級地 790円	
			第四級地 630円	
			第五級地 540円	
設法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	AIに0.005を乗じて得た額	
			階数が2のもの	AIに0.008を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	AIに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	第一級地 9,700円	
			第二級地 1,900円	
			第三級地 870円	
			第四級地 480円	
			第五級地 340円	
	地下に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	第一級地 5,800円	
			第二級地 1,100円	
第三級地 520円				
第四級地 290円				
第五級地 200円				
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	第一級地 2,800円		
		第二級地 1,200円		
		第三級地 790円		
		第四級地 630円		
		第五級地 540円		
6法第32条第1項第1号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	第一級地 190円	
			第二級地 38円	
			第三級地 17円	
			第四級地 10円	
			第五級地 7円	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	第一級地 1,900円	
			第二級地 380円	
			第三級地 170円	
			第四級地 96円	
			第五級地 67円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	
			第一級地 1,900円	
			第二級地 380円	
			第三級地 170円	
			第四級地 96円	
	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	第一級地 19,000円	
			第二級地 3,800円	
			第三級地 1,700円	
			第四級地 960円	
			第五級地 670円	
標識	1本につき1年	第一級地 2,300円		
		第二級地 950円		
		第三級地 630円		
		第四級地 500円		
		第五級地 440円		
令第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	
			第一級地 190円	
			第二級地 38円	
			第三級地 17円	
			第四級地 10円	
	その他のもの	1本につき1月	第一級地 1,900円	
			第二級地 380円	
			第三級地 170円	
			第四級地 96円	
			第五級地 67円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	第一級地 190円	
			第二級地 38円	
			第三級地 17円	
			第四級地 10円	
			第五級地 7円	
	その他のもの	その面積1㎡につき1月	第一級地 1,900円	
			第二級地 380円	
			第三級地 170円	
			第四級地 96円	
			第五級地 67円	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	第一級地 19,000円	
			第二級地 3,800円	
			第三級地 1,700円	
			第四級地 960円	
			第五級地 670円	
	その他のもの	1基につき1月	第一級地 9,700円	
			第二級地 1,900円	
			第三級地 870円	
			第四級地 480円	
			第五級地 340円	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	第一級地 2,800円	
			第二級地 1,200円	
			第三級地 790円	
			第四級地 630円	
			第五級地 540円	
令第7条第3号に掲げる施設			AIに0.034を乗じて得た額	

現行単価				
占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 290円	
			第二級地 130円	
			第三級地 93円	
			第四級地 76円	
			第五級地 67円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 510円	
			第二級地 230円	
			第三級地 160円	
			第四級地 130円	
			第五級地 120円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 730円	
			第二級地 330円	
			第三級地 230円	
			第四級地 190円	
			第五級地 170円	
	外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 1,500円	
			第二級地 660円	
			第三級地 460円	
			第四級地 380円	
			第五級地 340円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			第一級地 2,400円	
			第二級地 1,100円	
			第三級地 770円	
			第四級地 640円	
			第五級地 560円	
設法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	AIに0.004を乗じて得た額	
			階数が2のもの	AIに0.007を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	AIに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	第一級地 9,300円	
			第二級地 1,900円	
			第三級地 930円	
			第四級地 530円	
			第五級地 380円	
	地下に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	第一級地 5,600円	
			第二級地 1,200円	
第三級地 560円				
第四級地 320円				
第五級地 230円				
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	第一級地 2,400円		
		第二級地 1,100円		
		第三級地 770円		
		第四級地 640円		
		第五級地 560円		
6法第32条第1項第1号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	第一級地 190円	
			第二級地 38円	
			第三級地 19円	
			第四級地 11円	
			第五級地 8円	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	第一級地 1,900円	
			第二級地 380円	
			第三級地 190円	
			第四級地 110円	
			第五級地 76円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	
			第一級地 1,900円	
			第二級地 380円	
			第三級地 190円	
			第四級地 110円	
	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	第一級地 19,000円	
			第二級地 3,800円	
			第三級地 1,900円	
			第四級地 1,100円	
			第五級地 760円	
標識	1本につき1年	第一級地 1,900円		
		第二級地 870円		
		第三級地 620円		
		第四級地 510円		
		第五級地 450円		
令第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	
			第一級地 190円	
			第二級地 38円	
			第三級地 19円	
			第四級地 11円	
	その他のもの	1本につき1月	第一級地 1,900円	
			第二級地 380円	
			第三級地 190円	
			第四級地 110円	
			第五級地 76円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	第一級地 190円	
			第二級地 38円	
			第三級地 19円	
			第四級地 11円	
			第五級地 8円	
	その他のもの	その面積1㎡につき1月	第一級地 1,900円	
			第二級地 380円	
			第三級地 190円	
			第四級地 110円	
			第五級地 76円	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	第一級地 19,000円	
			第二級地 3,800円	
			第三級地 1,900円	
			第四級地 1,100円	
			第五級地 760円	
	その他のもの	1基につき1月	第一級地 9,300円	
			第二級地 1,900円	
			第三級地 930円	
			第四級地 530円	
			第五級地 380円	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	第一級地 2,400円	
			第二級地 1,100円	
			第三級地 770円	
			第四級地 640円	
			第五級地 560円	
令第7条第3号に掲げる施設			AIに0.028を乗じて得た額	

